



UKCIP



※この資料は参考のために用意されたものです。
英文と日本文との間に違いがある場合は、
英語の原文が優先します。

英国2008年気候変動法及び 適応報告指令について

2018年12月4日 (火)



ロジャー・B・ストリート (フェロー研究員)



英国気候変動法（2008）

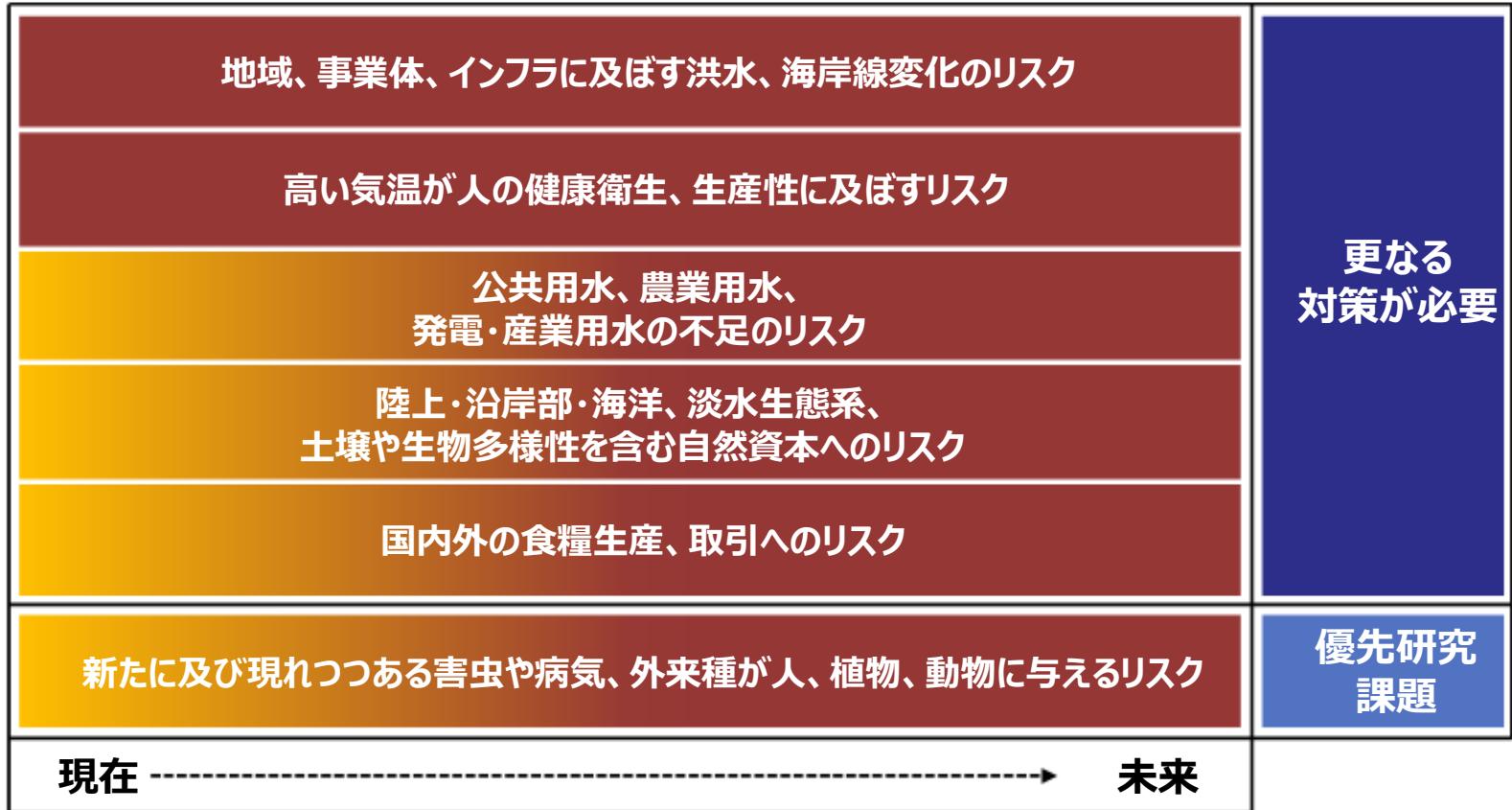
- 気候変動に対し、適応と緩和両方の考え方を包含
 - 第4部 気候変動の影響と気候変動への適応
- 適応は分権された機能—2009年気候変動（スコットランド）法及び北アイルランド・ウェールズの対策
- 気候変動委員会及びその下にある適応小委員会（ASC）の設立
 - 政府に対し、気候に関するリスクと機会について、独立した立場から助言を行う
 - 気候変動に対する備えの進捗について、報告書を議会に提出する
- 英国気候変動リスク評価報告を5年毎に実施（最新は2017年）
 - 政府による質疑
 - 分権機関との協働を含む

[https://www.theccc.org.uk/
/about/](https://www.theccc.org.uk/about/)

[https://assets.publishing.
service.gov.uk/government/
/uploads/system/uploads/
attachment_data/file/584
281/uk-climate-change-
risk-assess-2017.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/584281/uk-climate-change-risk-assess-2017.pdf)



2017年1月、ASCによる第2次国家適応プログラムに対する優先課題6項目を英国政府が採択



リスクレベル





UKCIP



英国気候変動法（2008）



環境・食糧・
農村地域省

国家適応プログラムと
第3期適応報告指令対策

気候変動に強い国づくり

2018年7月

国家適応プログラム（第2期報告書2018年7月発行）

- 現在の気候変動及び将来の気候変動の両方に適応するための戦略
- 政府その他の機関が、この先5年間に実施する最も緊急度の高いリスクへの対策に注目（CCRA：気候変動リスク評価への関連づけ） – 詳細な活動記録を含む
- 自然環境、インフラ、国民及び建築環境、商業・産業、地方自治体
- 目的：気候変動に強じんな国づくり





2018年適応報告指令：活動記録

目標	主な対策と進捗マイルストーン	時期	モニタリングと指標	責任者
第6章：地方自治体				
注：地方自治体セクターについては、その他のセクターのように気候変動リスク評価が定める56項目の関連リスクに従って対策と進捗を特定していない。地方自治体が提供する各種サービスは広範囲に及び、それぞれが複雑に関連しあっているため、リスク評価と論理的に関連付けることは困難と思われる。	気候変動への適応を地方自治体レベルで計画、実装し、各分野に影響を及ぼす主要気候変動関連リスクへの対策に中央政府と地方自治体が協働して取り組む。 地方自治体が自らの施策の一環として実施する諸活動の一部としてこれを実施し、地域コミュニティの支援、保護に努める。	2018年夏開始	国の25年環境計画の一部として、気候変動の緩和と適応という目標に向けて、確実に成果を上げられるよう、実績指標を開発する。	英国環境・食糧・農村地域省
	政府は、地方自治体の助言をもとに、政府の法令、政策、プログラムをまとめて、気候変動による影響への強じん性を構築できるよう委員会を支援するために次を実施する： <ul style="list-style-type: none">2018年の残りの期間を通して、より広範囲な統合、政策や立法の見通しにおけるギャップ・機会を精査し、地域や地方自治体の施策を支援優先度の高い政策または法案の焦点となる区域を開発し、計画的諮問などで既存の区域と対応させる。促進あるいは形を整えるため、さらに誰がどのように進めるかについて、必要に応じて新たに介入する地方自治体以外の団体を含む、より広範な主要グループやネットワークとつながった実施可能なプログラムの承認	実施中 2019年春	他の都市における報告機構（カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト／コンパクト）や国内外の規格の調査。有効な地方の報告・評価枠組みが存在する。例えばリーズ市では気候変動への適応対策の進捗を、市の環境プログラム委員会が監視している。 より効果的で効率的かつ一貫したモニタリングのアプローチ、さらにこれを都市内や地方自治体セクター内でより広く実施できるありかたを探るための協働活動。	英国環境・食糧・農村地域省、地方適応諮問委員会、地方自治体協会（LGA）、環境・経済・計画・運輸責任者協会（ADEPT）、中核都市。



適応報告指令

適応報告指令は、気候変動法（2008年）の一部として導入された。

- 法定事業者（水道、エネルギー、交通機関など）及び公共機能を担う団体に対し、現在及び将来の気候変動による影響に対し対策を実施することを求める
- 報告書には以下の項目を含める：
- 気候変動が組織に及ぼす現在及び将来の影響についての評価
- 気候変動への適応に対する提案及びその進捗

2期分の報告書はインターネットで閲覧可能

<https://www.gov.uk/government/collections/climate-change-adaptation-reporting-second-round-reports>



適応報告指令

- 2009年の第1期適応報告指令の対象
 - 優先的インフラ事業者に対する法的指令に加えて一定数の公共団体による自主的な取組
- 2013年～第2期ARP
 - 完全な自主的取組
- 2018年～第3期ARP
 - 以下に基づいた報告を目指す：
 - ARPに基づく報告要件に沿った自主的取組の継続
 - 組織内における気候変動管理を統合するための支援を主要目的とする
 - 二義的には、プロセスが国家および分野別の対策評価を支援すること、適応小委員会による対政府報告書に盛り込むことを目的とする



地方自治体とARP

第3期ARP（2019年～2021年）に対する諮問

- 諒問が地方自治体の報告への関与の重要性を強調したことを受け、一定数の個人と団体を対象。
- 英国政府は、報告義務を地方自治体まで拡大しなかった
 - 地方自治体が現在抱える気候変動リスク対策への責任を考慮し、負担を軽減する必要性を酌量した。
 - 地方自治体の多くが、既に適応策を実施しており、その他の報告義務に加えて義務化する必要性を認めなかった。



英国の地方自治体

課題：

- 地方予算への負担増によるリソース不足
- 強じん化プロジェクト—洪水のリスク管理に焦点。喫緊の問題に対応する傾向。
- 土地利用計画制度における気候変動の相対的な優先度
 - 土地利用計画及び建築規制は、気候変動に備える地域対策のうえで非常に重要である

英国の各都市では、気候変動対策を推進している

- 都市は、気候変動プログラムの開発、実装の主要な役割を担うことができる。これは、都市が地域での対策と国家、国際的なレベルでの気候変動適応（及び緩和）の取組との接点となるからである。
- 都市中心部が気候変動の影響を管理できるようにすること、つまり我々の都市がより健康で持続可能な生活の場になること。
- 洪水に対するリスク管理、持続可能な交通、水の有効活用、グリーンインフラ、省エネルギー化、低排出エネルギーの利用。
- 気候変動委員会（適応小委員会） – 気候変動が市町村に及ぼす長期的影響の可能性を定義



英国内各都市における懸念

洪水

- 下水道網は、気候変動がもたらすと予想されている大雨に十分耐えうるようになっておらず、新規開発による下水道への流出量増加がこのリスクを増大させている

- 対策を講じるスピードの5倍の速さで、脆弱な建物の数が増加している

猛暑

- 英国内の高温による死者数は年間2000人に上り、2050年には7000人に増加すると予測されている

- 健康や生物多様性に対する強じん化を高めるとともに追加的な便益を創出するために、英国内の都市部における緑地拡大が必要。

インフラ

- 老朽化、脆弱化が進むインフラ（交通、デジタル&ICT、エネルギー、水道）については、特に依存、相互依存の観点から、対応が求められる

衛生・健康

- 気候変動により、需要増大が見込まれているため、保健・社会保障システムの拡張が求められる



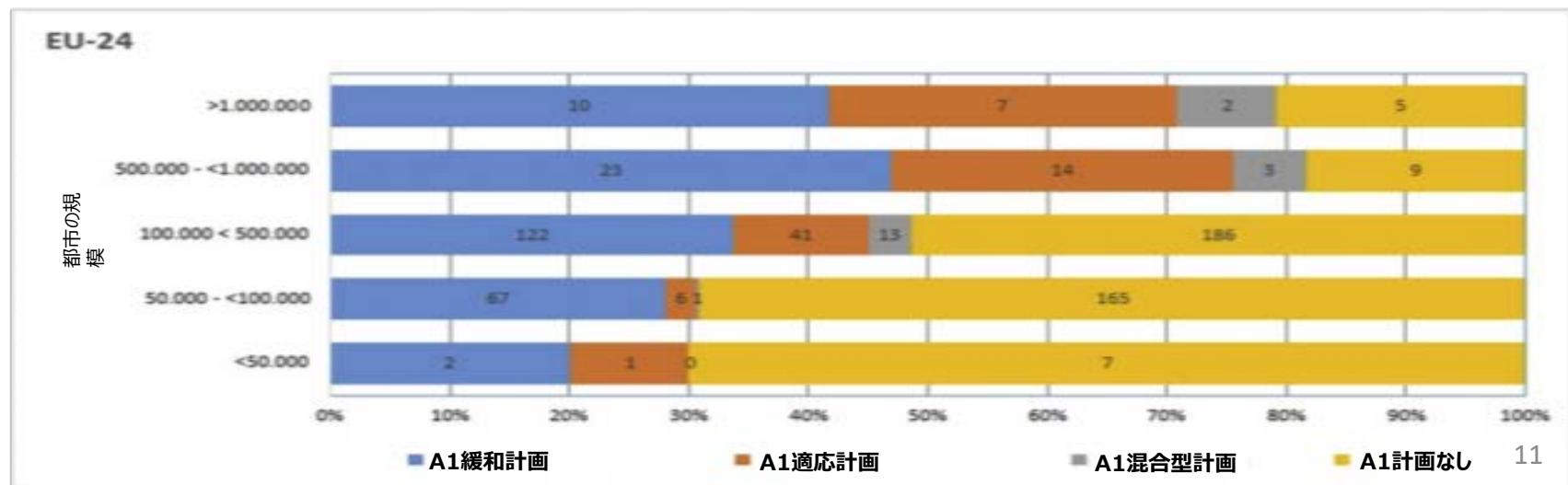
都市による準備と対応

レッキエン他 (2018)

<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0959652618308977?via%3Dihub>

EU加盟国の都市部885カ所における地方気候変動に対する計画の現状に関する最新の分析

- 空間（地域、国家、国際レベル）およびその他の気候関連政策との整合
- 3種類の地方計画：自律型計画（A1）、国家規制遵守型（A2）、国際ネットワーク型（A3）

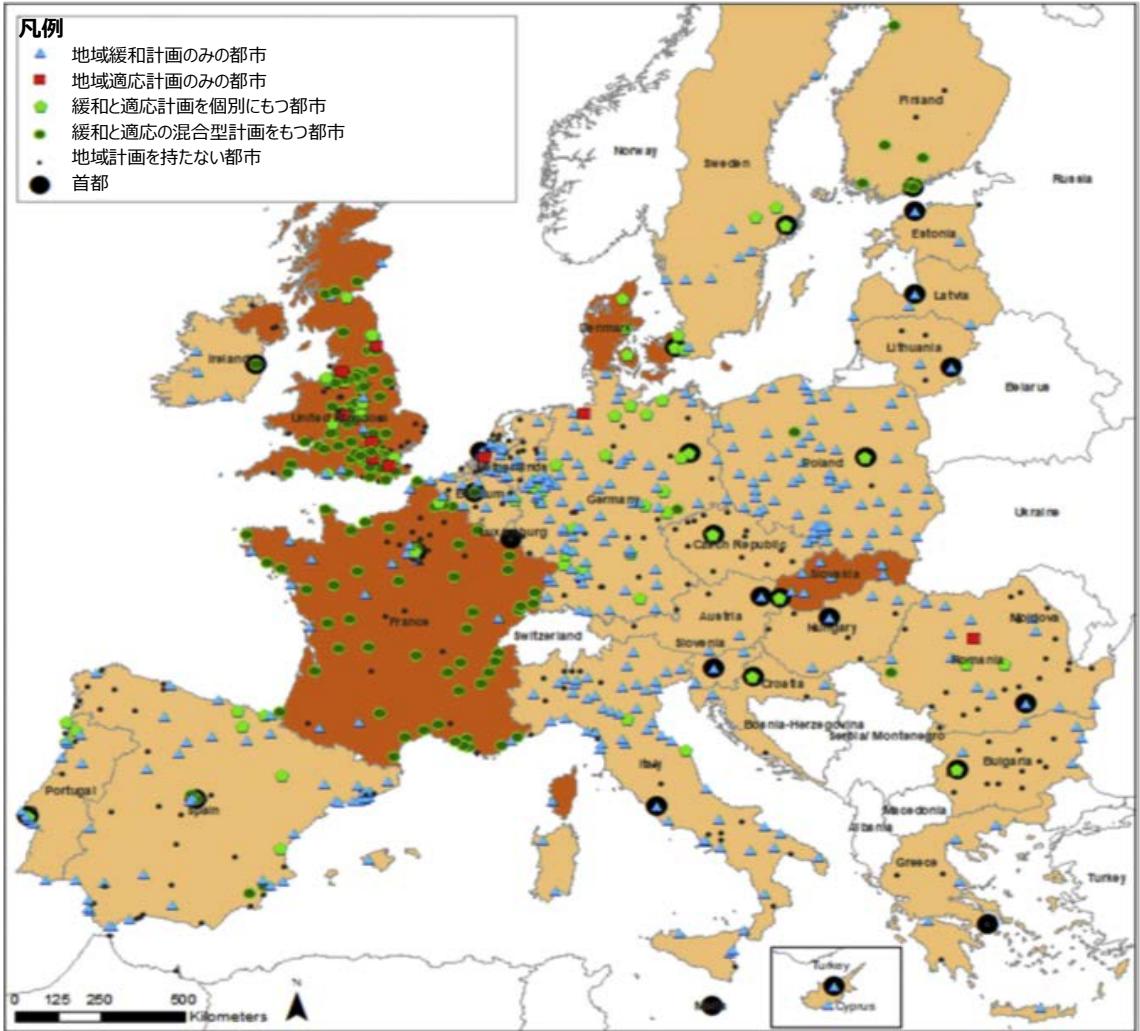




都市による準備と対応

凡例

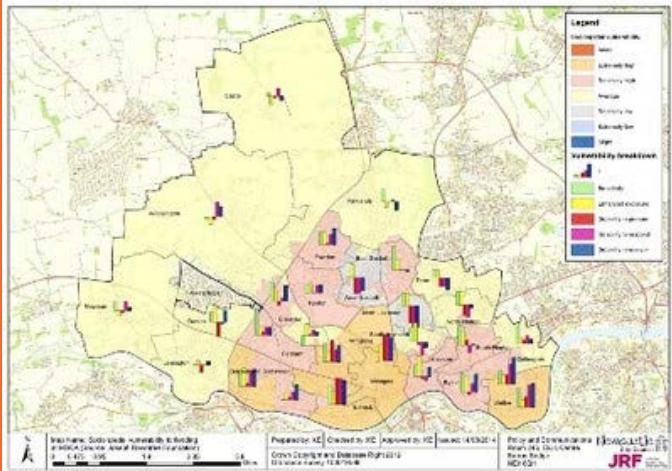
- △ 地域緩和計画のみの都市
- 地域適応計画のみの都市
- 緩和と適応計画を個別にもつ都市
- 緩和と適応の混合型計画をもつ都市
- 地域計画を持たない都市
- 首都



- 適応計画は26%の地域で、適応緩和混合型計画は17%の地域で策定
- 33%の地域には、気候変動に対して単体の計画が策定されていない
- 気候変動に関する国家法が整備されている国々（デンマーク、フランス、スロバキア、英国）の都市では、地域の適応計画策定が約2倍



ニューカッスル・アポン・タイン市（英国）



ぜい弱性の高い主要分野：

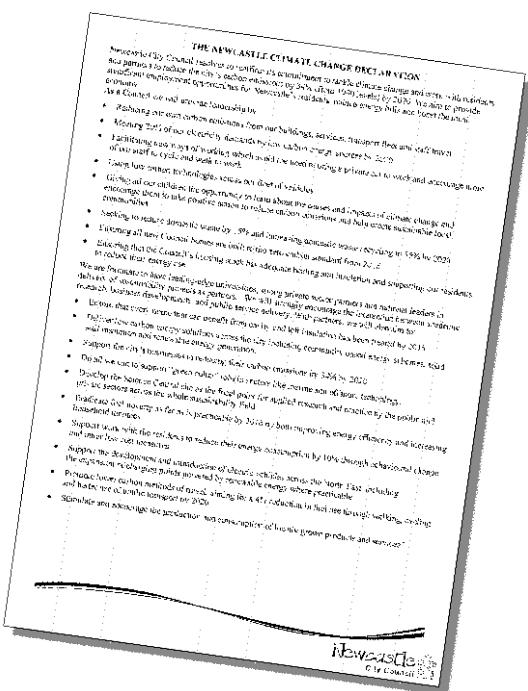
- 都市部、建築物、生物多様性、金融、エネルギー、健康、交通

気候変動による影響：

- 極端な気温、氷結、降雪、洪水、暴風雨

2010年の初期の取組

- 過去の気象現象の影響や関連するぜい弱性を検証し、適応の可能性に対する意識啓発、実装者ネットワークの構築とエビデンス収集
- 優先度の高い対策をまとめたプログラムを設計—建築環境、インフラ、また健全でレジリエントなコミュニティ、事業、市政サービス





ニュー・カッスル（英国）における適応の取組

市議会では、以下の変動に市が適応できるよう、様々な対策を実施している。例えば：

- 気候変動が各サービスに及ぼす影響を理解し、それに応じて計画の見直しを図る
- 気候変動が主な開発に及ぼしうる影響を評価し、地域計画政策を通して市が未来の気候に対しレジリエントであるようにする
- 洪水のリスクを低減するための主要なプロジェクトを実施する
- パートナーとの協働によりブルー & グリーン都市を目指し、洪水に対する効果的な対策として水施設や緑化壁・屋上のほか、都市部の緑地を拡大し、気候変動への対策を進めながら追加で便益を得られるようにする
- 個人資産に対する洪水リスク低減対策について、市民へ助言を行う
- 異常気象に対し、市民や組織が自ら備え、対応、復興できる能力を育てる
- 他の都市と協働し、市の計画の向上を図る

https://www.newcastle.gov.uk/sites/default/files/wwwfileroot/environment-and-waste/climate-change-and-energy-saving/bluegreencities_pledge_signed.pdf



適応と都市

- 適応は、あらゆるレベルの行政機関（政府、準国家、地方政府）、事業者や産業界、地域、個人を巻き込んだ効果的なパートナーシップを通してこそ最も適切に実装される
- 適応、緩和に対する都市の今日の選択が、この先何十年、何世紀にもわたって影響力を持つ
- 適応策を制限あるいは限定せず前向きな取組を促進するには、様々な都市開発プロセスに組み込まれ、かつ、リスクと機会の継続的な見直しと評価を通して維持される、戦略的に計画された行動が必要である
 - 固定化されたリスクと機会に対する限定的な理解では、大幅な知識格差となる
 - 固定化された対策では、急速な都市化により多くの地方での影響が悪化し、パリ協定や国家目標達成のための気候変動対策の緊急性度が高まる
- 学際研究は、適応策の選択の性質と範囲、さらにリスクと適応活動の依存性や相関関係に対する理解を深めるためにも喫緊に必要である
- 都市における適応計画、さらには策定される計画の実施を可能にする新たなツール、ビジネスモデルの開発のためのイノベーションが必要である